

令和5年度第1回船橋市再犯防止推進計画策定委員会会議録

由良補佐	<p>ただいまより、令和5年度第1回船橋市再犯防止推進計画策定委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を務めております福祉政策課課長補佐の由良と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>今回の委員会は第1回目の会議でございますので、委員長・副委員長の選任まで、委員会の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、船橋市小学校長会の伊藤委員につきましては、委員就任のご承諾をいただいておりますが、本日は所用により、欠席の連絡がありましたことを事務局より報告をいたします。</p> <p>それでは、まずはじめに、委嘱状の交付を行います。委員の皆様には杉田副市長より委嘱状を交付いたします。皆様のお席まで副市長が参りますので、お名前を呼ばれた方は、その場でご起立くださいますようお願いいたします。</p>
杉田副市長	<p>(杉田副市長より各委員へ委嘱状交付)</p>
由良補佐	<p>続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元に配付しておりますフラットファイルインデックス1の委員名簿の順番にお名前をお呼びさせていただきます。お手元のマイクにてひとつずつお願いいたします。</p> <p>なお、マイクについてですが、スイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、成城大学治療的司法研究センターより、東本 愛香 様お願いいたします。</p>
東本委員	<p>成城大学の東本でございます。よろしくお願い申し上げます。10月から、千葉大の方に復帰をする、また船橋と近くなるかなというふうに思っております。</p> <p>30年かですね、ちょうど性犯罪の再犯防止プログラムが開</p>

	<p>始されたあたりから、刑事施設ですとか保護観察所、少年院の方達と面接したりすることを続けております。現在、14、5の刑事施設で面接したりプログラムをしたりしております。本日は、よろしく願いいたします。</p>
由良補佐	<p>千葉保護観察所より、里見 有功 様お願いいたします。</p>
里見委員	<p>千葉保護観察所で、統括保護観察官をしております里見と申します。昨年の4月から、千葉保護観察所に勤務させていただいております。よろしく願いいたします。</p>
由良補佐	<p>千葉県弁護士会京葉支部より、土佐 一仁 様お願いいたします。</p>
土佐委員	<p>千葉県弁護士会京葉支部所属の弁護士で、土佐と申します。よろしく願いいたします。市役所から歩いて5分くらいのところにあります、湊町法律事務所というところで弁護士をしております。今年、社会福祉士の登録もしまして、千葉県社会福祉士会にも所属しているという状況です。今回はよろしく願いいたします。</p>
由良補佐	<p>船橋警察署より、小山 毅 様お願いいたします。</p>
小山委員	<p>船橋警察の生活安全課長の小山と申します。3月から生活安全課長やっております。よろしく願いします。</p>
由良補佐	<p>船橋東警察署より、金子 雄介 様お願いいたします。</p>
金子委員	<p>船橋東警察署の生活安全課長やってます金子と申します。小山課長同様、3月から着任しております。よろしく願いします。</p>
由良補佐	<p>船橋地区保護司会より、戸松 篤司 様お願いいたします。</p>
戸松委員	<p>いつも更生保護活動にご理解を賜りありがとうございます。船橋地区保護司会の代表をしております、戸松 篤司と申します。今後とも、一つよろしく願いいたします。</p>
由良補佐	<p>船橋市更生保護女性会より、磯部 晴子 様お願いいたします。</p>

磯部委員	船橋市更生保護女性会の磯部と申します。保護司も兼ねておりますのでよろしくお願いいたします。
由良補佐	船橋地区更生保護協力雇用主会より、平川 修 様お願いいたします。
平川委員	平川 修と申します。船橋地区更生保護協力雇用主会の会長をやっています。今期から、新規で会長になりましたのでみなさんよろしくお願いいたします。
由良補佐	船橋市中学校長会より、石川 裕厚 様お願いいたします。
石川委員	船橋市立大穴中学校の校長をやっております石川と申します。今年度より、大穴中学校に着任しました。市教研の生徒指導の顧問もやっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
由良補佐	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」より、白田 東吾 様お願いいたします。
白田委員	はい。「さーくる」の白田と申します。私どもは市の委託で、生活困窮の事業、総合相談の事業をやっておりますけれども、4月から重層的な相談支援体制整備事業ということでやらせていただいております。よろしくお願いいたします。
由良補佐	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」より、清水 博和 様お願いいたします。
清水委員	お世話になります。「ふらっと船橋」の清水と言います。私どもは障害のある方、もしくは疑いがある方を中心として市の委託事業として総合相談、虐待防止事業のセンターならびに、サービス調整の計画の作成事業の委託を受けております。分からない点もございますけども、よろしくお願いいたします。
由良補佐	船橋市社会福祉協議会より、小出 正明 様お願いいたします。
小出委員	はい。社会福祉協議会の小出と申します。この4月に常務理事になりまして、着任しております。うちのほうでは、居住支

	<p>援事業を事業の一つとしてやっていますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>
由良補佐	<p>船橋市民生児童委員協議会より、内藤 富江 様お願いたします。</p>
内藤委員	<p>民生委員の内藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。委嘱されてから20年は経ちますが、また新たに勉強しなさいってということかと思ひます。よろしくお願いたします。</p>
由良補佐	<p>船橋公共職業安定所より、古市 佳子 様お願いたします。</p>
古市委員	<p>船橋公共職業安定所の古市と申します。今年の4月から、こちらの方に着任しております。よろしくお願いたします。</p>
由良補佐	<p>船橋市自治会連合協議会より、内海 進三郎 様お願いたします。</p>
内海委員	<p>はい。内海 進三郎と申します。自治会連合会から選出されて来ましたが、再犯防止ということで、保護司会でも自分は就労支援という組織で部長を務めさせていただいております。今後ともよろしくお願いたします。</p>
由良補佐	<p>皆様ありがとうございました。 次に市側の出席者を紹介いたします。</p> <p>杉田副市長でございます。</p>
杉田副市長	<p>杉田でございます。よろしくお願いたします。</p>
由良補佐	<p>大竹健康福祉局長でございます。</p>
大竹健康福祉局長	<p>はい。健康福祉局長の大竹でございます。皆様におかれましてはお忙しい中、委員を引き受けて頂きまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
由良補佐	<p>岩澤福祉サービス部長でございます。</p>
岩澤福祉サービス部長	<p>はい。福祉サービス部長の岩澤でございます。本市として初めての再犯防止推進計画ということで、皆様からいろんなご意</p>

	見、ご指導いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
由良補佐	福祉政策課 斎藤課長でございます。
斎藤福祉政策課長	福祉政策課長、斎藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
由良補佐	続きまして、事務局の職員をご紹介します。 福祉政策課 野中係長でございます。
野中係長	よろしくお願いいたします。
由良補佐	原田主事でございます。
原田主事	よろしくお願いいたします。
由良補佐	小又主事でございます。
小又主事	はい。よろしくお願いいたします。
由良補佐	以上でございます。よろしくお願いいたします。 続きまして、杉田副市長よりご挨拶をさせていただきます。
杉田副市長	<p>それでは、改めまして只今、ご紹介いただきました副市長の杉田でございます。</p> <p>本来であれば、松戸市長がですね、出席の予定でございましたが、公務のため出席できないということで、私が代わりに出席をさせて頂いております。大変僭越ではございますが、私から一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、日頃より、市政に対してご理解、ご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、ご多忙のなか、本市の再犯防止推進計画策定委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて現在、全国的に、刑法犯の認知件数が年々減少傾向にはあるところではございますが、一方で再犯者率はおおよそ5割前後の高い割合を推移している状況でございます。本市におきましても同様の状況となっております。</p>

	<p>そのため、「再犯の防止」というものは、安全で安心して暮らせる社会を実現する上で重要な課題であると強く認識しているところでもございます。</p> <p>このような中で、国の法律が整備され、国、県において再犯防止推進計画が策定され、本市といたしましても、福祉、医療、保健などの各種サービスの支援、包括的な相談支援を行う体制を整えることが重要であると考えており、今年度から船橋市再犯防止推進計画の策定を進めることといたしました。</p> <p>本計画は、犯罪をした人が地域において円滑にその一員として社会復帰するための支援を推進していくことを目的としておりますが、そのためには、この委員会にご参画いただきました皆様と市が相互に連携協力を図っていくことが不可欠である、こういう風にも考えております。その策定過程である、この再犯防止推進計画策定委員会におきましても、計画を、より実効性のあるものとするために、皆様のお力添えが是非とも必要である、この様にも考えておる次第です。</p> <p>結びになりますが、本市といたしましても、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するために取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p> <p>由良補佐 杉田副市長におかれましては、ここで退席とさせていただきます。</p> <p>(杉田副市長 退席)</p> <p>由良補佐 続きまして、配付資料について確認をさせていただきます。はじめにクリップ止めの資料でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 席次表 ・ 船橋市再犯防止推進計画（案） 左上ホチキス止め <p>次に、先ほどご覧いただきました水色のフラットファイルインデックスの番号順に、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 船橋市再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿 2 船橋市再犯防止推進計画の策定について 3 計画の策定体制
--	---

- 4 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月 改定版）
- 5 第二次再犯防止推進計画
- 6 再犯の防止等の推進に関する法律
- 7 船橋市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱
- 8 船橋市再犯防止推進計画策定委員会の会議の公開に関する取扱基準

ファイルの方は以上となっております。

ファイルとクリップ止めの資料の他に1枚、上の方にオレンジ色で「女性への取り組み」と書かれた資料を置かせていただいております。

資料は以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。配布資料につきましては、全てお持ち帰りいただいて結構ですが、こちらのフラットファイルの資料につきましては、今後とも使用してまいりますので、次回の会議の際にお持ちいただきたいと思っております。もし、お持ち帰り不要ということであれば、今日お帰りの際に机に置いておいていただきましたら私共の方で保管させていただきます。

次に、本委員会の目的についてご説明をさせていただきます。水色のフラットファイルインデックス7、船橋市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱をご覧ください。第1条の部分になります。本委員会は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を策定するため、設置されたものでございます。

委員の人数は16名、任期は本日から令和6年3月31日までとなっております。

続きまして「委員長・副委員長の選任について」です。

本委員会の委員長及び副委員長については、只今見ていただいております、設置要綱第3条第3項の規定により、委員の皆様の互選により定めることとされております。

つきましては、まず委員長の選任を行い、そののち、副委員長の選任に移らせていただきます。なお、議事進行上、副委員長の選任まで、事務局にて務めさせていただきます。

それでは、まず委員長の選任についてですが、どなたかご意見・ご推薦ございましたらお願いいたします。

里見委員どうぞ。

里見委員	<p>私の方としましては、隣におられます東本愛香先生にお願いできればと思っております。</p> <p>東本先生は、司法犯罪領域でかなり長い間、研究や実践に従事されておられまして、刑事施設ですとか少年院とか、あと私どもの保護観察所の方でも長く指導を受けていて、いわば再犯防止のプロフェッショナルという方だと思いますので、推薦させていただきたい、と思います。以上です。</p>
由良補佐	<p>ただいま、里見委員から東本委員が委員長に推薦されましたが、これにご異議ございますか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
由良補佐	<p>異議なしと認めます。それでは、東本委員に委員長をお願いいたします。</p> <p>引き続き、副委員長の選任を行いますが、どなたかご意見・ご推薦ございましたらお願いいたします。</p> <p>白田委員どうぞ。</p>
白田委員	<p>保護司としての活動を長くしていらっしゃいます、戸松委員が適任かと思しますので推薦いたします。</p>
由良補佐	<p>ただいま、白田委員から戸松委員が副委員長に推薦されましたが、これにご異議ございますか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
由良補佐	<p>異議なしと認めます。それでは、戸松委員に副委員長をお願いいたします。</p> <p>それでは、東本委員、戸松委員はそれぞれ委員長席・副委員長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>(東本委員・戸松委員、席を移動)</p>
由良補佐	<p>それでは、委員長、副委員長よりそれぞれご挨拶をお願いいたします。</p>
東本委員長	<p>大変、非常に緊張しております。どうかよろしくお願いいたします。</p>

	<p>分からないことも多くて、ご迷惑をお掛けしてしまうかもしれませんが、私自身も支援に関わらせていただく中で、サポートを受ける側もそうですが、サポートをする側、そしてそれを見るのは市民の皆様ですので、その人達が、安心して取り組めるような再犯防止推進計画にしていければと思いますし、せっかくですので、他のところも再犯防止推進計画を打ち出しているところ多い中で、後半戦で登場する船橋市の中で委員の皆様のご協力のもと船橋市らしい先生方らしいご意見の元、再犯防止推進計画が立てていければいいかな、という風に思っております。一生懸命務めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>戸松副委員長</p>	<p>はい。只今、副委員長ということでご推薦頂きまして、皆さんから、頑張れという言葉があったんじゃないかと思いますが、船橋地区保護司会の戸松でございます。</p> <p>常日頃、千葉保護観察所の里見統括官から叱咤激励されながらですね、対象者の更生に努めているのが現状ではございますが、今日いらしております、更生保護女性会・船橋地区更生保護協力雇用主会の方からもですね、三者一体となっておりますね、やはりこの再犯防止推進計画に関しまして進めなければいけないだろうということで、3年前だったですかね、船橋市の方へ要望書を提出させて頂きまして、今度、我々が活動していく中で、何が協力できるかどうか、まだ分からない部分もあるかもしれませんが、是非協力させて欲しいということで、松戸市長に一言要望を出した次第でございます。</p> <p>今後、委員の皆様、協力していただきながら、我々もなんとか頑張りたいと思っておりますので、一つ、皆様よろしくどうぞお願いしたいと思っております。以上です。</p>
<p>由良補佐</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以後の議事は東本委員長に引き継がせていただきます。東本委員長、よろしく願いいたします。</p>
<p>東本委員長</p>	<p>よろしく願いいたします。それでは、次第に沿って、議事を進行していきたいと思っております。</p> <p>今日はこの委員会で初めての会議ですが、議事の円滑な進行について、どうぞご協力をお願いいたします。</p> <p>議事に先立ち、会議の公開及び傍聴について事務局からお願いいたします。</p>

<p>由良補佐</p>	<p>会議の公開につきましてお伝えいたします。本会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了承のほどお願いいたします。</p> <p>なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、傍聴についてですが、本日の会議を公開することとし、傍聴者の定数を5名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者はございません。 以上でございます。</p>
<p>東本委員長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、議題に入りたいと思います。 議題①「再犯防止推進計画の概要・計画の策定体制について」です。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>斎藤福祉政策課長</p>	<p>福祉政策課長の斎藤でございます。私の方から説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議題①「再犯防止推進計画の概要・計画の策定体制について」ご説明申し上げます。</p> <p>お手元にごございますフラットファイルのインデックス2をご覧ください。A3の大きな紙でございます。左上に船橋市再犯防止推進計画の策定について、と書かせていただいております。</p> <p>まず、左上の「1 計画の概要」、計画の趣旨でございます。そちらにも記載はありますが、今日初めて資料をお見せするような状況になって、大変申し訳なく思いますが、一つ一つ丁寧に説明してまいります。まず、全国の刑法犯認知件数が年々減少傾向にございます。一方で、再犯者につきましては、それを上回るペースで初犯者の人数が減少していることによりまして、再犯者率、検挙者に占める再犯者の割合のことをいいますが、令和2年には昭和47年以降最も高くなっております。この再犯者率は割合にして49.1%と、犯罪者の約2人に1人が再犯者という状況でございます。</p>

印の2番目になりますが、こうした犯罪をした者の中には、安定した仕事や居住が確保できずに刑務所や少年院などの矯正施設を出所する者、薬物等への依存のある者、高齢者や障害者等、様々な課題を抱える場合が多くあります。したがって、こうした人達が再び犯罪をするのを防ぐことが大きな、大切な課題となっております。

3番目ですが、こうした中で、国において平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律、以後「再犯防止推進法」と言わせていただきますが、再犯防止推進法が制定されまして、地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされております。

印の4番目です。これを受けまして、船橋市といたしましても、本日お集まりいただいた皆様を含めまして、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを促進することにより、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「船橋市再犯防止推進計画」を策定するものでございます。

(2) 支援対象者のところでございます。この計画における支援対象者でございますが、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」でございます。犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者を指します。

(3) 計画の期間にございますが、市の福祉の最上位計画でございます。第4次地域福祉計画と終期を併せるため、令和6年度から令和8年度までの3年間を予定しております。

つづきまして、計画の主な内容について説明いたします。「2 計画の内容」のところをご覧ください。計画の策定にあたりましては、法務省の作成した「地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月改定版）」、フラットファイルのインデックス4に資料がございまして、基本的には市の計画もそれに沿った形での策定を予定しております。

詳細につきましては議題②の中で触れさせていただきますが、計画に盛り込むことが考えられる主な内容といたしまして、(1) 計画策定の趣旨等、(2) 地域における再犯防止を取り巻く状況、(3) 重点課題・成果指標、(4) 取組内容、(5) 推進

東本委員長	<p>体制という5点が手引きにおいては示されております。</p> <p>このうち(4)取組内容についてですが、手引きにおいては具体例として、インデックス2、ご覧いただいておりますA3の資料の右上の「3 具体的な取組内容」ということで、(1)～(7)までの取組が示されております。後ほどご説明いたします現段階での市の計画案では、このうち(1)～(6)までの内容に関連する取組として市の関連事業を掲載しております。</p> <p>次に、この計画の策定体制についてご説明いたします。</p> <p>同じくフラットファイルの資料の中で、インデックス3をご覧ください。</p> <p>この計画の策定に当たりましては、市役所内部の関連部署から組織される「船橋市再犯防止推進計画庁内検討委員会」と、本日お集まりいただいております、「船橋市再犯防止推進計画策定委員会」の2つの会議体を設置させていただいております。</p> <p>まず庁内検討委員会では、これまで計画案の策定に向けた検討を進めてまいりまして、本日お配りしております船橋市再犯防止推進計画(案)を作成しております。</p> <p>引き続き適宜庁内での検討課題に応じて開催する予定でございます。</p> <p>次に、この策定委員会では、計画案について協議・検討をいただくものですが、計画に掲載する市の取組内容については、就労や住居、保健医療や福祉サービスの利用、また学校と連携した修学支援、民間協力者の活動の促進、地域による包摂の推進など、非常に多くの分野における支援が関わる内容となっております。この委員会には関連する皆様にお集まりいただいておりますので、広く計画案について意見交換をさせていただければ幸いです。</p> <p>議題①「再犯防止推進計画の概要・計画の策定体制について」の説明は以上でございます。委員長よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から再犯防止推進計画の概要について説明いただきましたが、何かご質問等がありますでしょうか。</p> <p>趣旨に関しては、どの県もあんまり変わりはなく、市も変わりはなく、委員の皆様も意識が高いところだとは思いますが、犯罪の罪名は変わらなくても、傾向等はやはりこの数年変わってきているところですか、コロナ禍を過ぎたということもあ</p>
-------	---

<p>齋藤福祉政策課長</p>	<p>って、以前より就労が難しくなって、決まっていた就労が続かなかつたりとか、就労先が倒産したりみたいなことがある中で、改めて再犯防止推進計画を市で策定していくということで、すごく、大切なところかなというふうに思われますが、いかがでしょうか。</p> <p>少し進めてから、質問等をお受けする形でも。それでは、そのまま2に移らせて頂きます。計画案、今後のスケジュールについて、お願いいたします。</p> <p>はい。引き続きまして、齋藤より説明いたします。</p> <p>本日お配りしています資料で厚手のものですね。船橋市再犯防止推進計画（案）でございます。こちらをお手元にご用意願います。</p> <p>それでは、議題②「計画案・今後のスケジュールについて」説明をさせていただきます。まず、お手元に用意していただいた、再犯防止推進計画（案）をご覧いただき、表紙から2枚めくっていただきますでしょうか、目次でございます。まずそちらで、全体的な構成についてご説明いたします。大きく分けまして、第1章から第4章まででございます。</p> <p>「第1章 計画の概要」、「第2章 再犯の防止等を取り巻く状況」、「第3章 具体的な取組」、「第4章 計画の推進体制」としておりまして、概ね、手引きで示された内容と同等でございます。</p> <p>第4章の後、巻末資料といたしまして、関連する主な相談機関等のページ、資料編といたしまして、再犯防止推進法などの条文、皆様の委員名簿、本計画に関連する用語の解説のページを設ける形になっております。以上が、計画案の全体的な構成となっておりますが、引き続き、第1章から実際に皆様にも内容をご覧いただきながら、具体的な中身についてご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>「第1章 計画の概要」でございます。こちらには、計画の趣旨について記載しております。こちらの内容については冒頭申し上げた内容と重なる部分が多いですが、ページの下の方をご覧いただきますと、全国における刑法犯の認知件数と再犯者率の推移をグラフ化しております。棒グラフが刑法犯の認知件数、折れ線グラフが再犯者率の推移でございますが、ご覧いただきましたように刑法犯の認知件数が平成14年以降減少してきているのに対して、再犯者率は右肩上がりの状況でございます。</p>
-----------------	---

<p>東本委員長</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。</p> <p>国におけるこれまでの状況をここでは記載しております。ページの最後から2段落目「また、」以下になります。国では平成29年12月に再犯防止推進計画を策定しておりまして、今年度から新たに令和9年度までの5か年を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」を策定しております。再犯防止推進法第8条第1項において、市町村は国の再犯防止推進計画を勘案いたしまして、地方再犯防止推進計画を策定することとされておりまして、国の手引きも国の計画に合わせて令和5年の3月に改定されておりますので、手引きの内容を踏まえた市の計画とさせて頂きたいと考えています。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>計画の位置付けについてですが、この計画は、先ほども説明させて頂きました再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定をして参ります。</p> <p>市の最上位計画である船橋市総合計画や船橋市地域福祉計画などの関連する行政計画とも整合性を図りながら再犯防止施策を推進していくこととなります。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>4ページでは、計画の対象者、期間、基本方針について記載しております。</p> <p>対象者、期間につきましては、先ほど説明したとおりとなっております。「6 計画の基本方針」でございますが、再犯防止推進法第3条に規定されている基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針を踏まえまして、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係機関・団体と連携いたしまして、必要な指導及び支援の実施や、理解促進のための広報・啓発などに取り組むこととさせて頂いております。</p> <p>ここまでが、「第1章 計画の概要」に関する説明となります。</p> <p>以後、順次説明をして参りますが、長期にわたってまいりますので、まず一旦ここで切らせていただいて、委員長お願いいたします。</p> <p>はい。これから、章ごとに区切って適宜、質疑応答の時間を設けさせて頂きたいと思いますが、今、1章のところまでの理解でよろしいでしょうか。ここまでの、委員の皆様方で、ご意見やご質問はありますでしょうか。</p>
--------------	--

	<p>私から、一点。</p> <p>刑事司法機関からということですが、今回委員の中に、刑事施設関係の方が入られていないということではあるのですが、その点に関して、例えば、今後、委員皆様からご要望があれば施設の方をお呼びできたり、そういった意見を聞くなどは可能なのでしょうか。</p>
齋藤福祉政策課長	<p>はい。可能でございます。臨時的な委員としてご参加いただくということは、想定しております。</p>
東本委員長	<p>ご意見を伺うとか、船橋市がこういった計画の策定をしてるということで、情報共有いただきたいというところで可能ということでしょうか。</p>
齋藤福祉政策課長	<p>はい。</p>
東本委員長	<p>他に、皆様いかがでしょうか。</p> <p>少し内容に進んだ方がよろしいでしょうか。</p> <p>これから章ごとに区切って、また引き続きますので、続けて事務局の方から説明をお願いします。</p>
齋藤福祉政策課長	<p>はい、それでは、「第2章 再犯の防止等を取り巻く状況」でございませう。5ページをご覧ください。</p> <p>まず①犯罪者処遇の概要でございますが、犯罪をした者等がどのような処遇を受けるのか、という流れについて5ページでは犯罪者処遇の概要、次の6ページにおきましては、非行少年処遇の概要ということでそれぞれ図示をさせていただいております。</p> <p>これら図に示されておりますように、事案の内容に応じて非常に様々な取扱いがなされているというところではございますが、再犯防止に関する地方公共団体の役割を考えたときに重要なポイントとなるのが、ここに示されております警察等や検察、刑事施設や保護観察所などの刑事司法関係機関における犯罪をした者等とのかかわり合いについては、どこかのタイミングで終わりを迎えるということでございます。</p> <p>刑事司法機関の関わりが終わりを迎えるタイミングについては、例えば、検察による捜査の結果、起訴猶予となる場合や、刑務所での刑期を満了し釈放される場合、保護観察所における</p>

保護観察の期間満了の場合など、事案によって様々ではございます。

刑事司法機関の関わりが終わりを迎えますと、犯罪をした者等は再び社会に戻っていくこととなります。そのタイミングは人それぞれではありますが、このタイミングで国や地方公共団体、民間団体等の連携のもと、これらの者を社会において孤立させず、伴走的な支援を提供していくことが、再犯防止に取り組む中では重要となってきます。

なお、こちらの図を含めまして、この計画には一般になじみのない用語が随所にございます。計画案には40ページ以降にそうした用語の解説を設けさせていただいております。事案の流れや用語の意義などは、ここでは詳細な説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければ幸いです。

続きまして、7ページをご覧ください。

地域における再犯防止を取り巻く状況ということで、9ページまで、千葉県あるいは、船橋市における統計データを掲載しておりますので簡単に説明させていただきます。

まず(1)刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移ですが、全国的な状況と同様、千葉県の刑法犯認知件数は年々減少してございます、一方で(2)刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率ですが、市内の再犯者率は5割以上の高い割合で推移しているというのが、見て取れます。

続きまして、8ページをご覧ください。

千葉県における新受刑者中の再入者数及び再入率について示した図であります。

新受刑者中の再入者数は近年減少傾向にはございますが、再入率は再犯者率と同様、5割以上と高い推移を示しています。

なお、注書きにございますが、「新受刑者」とは裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者等をいいます。初犯者と再犯者のいずれも含んだ意味でございます。「再入者」とは受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者、「再入率」とは新受刑者数に占める再入者数の割合のことをいいます。

9ページをご覧ください。

新受刑者の年齢構成、新受刑者中の再犯者の再犯までの期間について示しております。(5)の表を見ていただくとわかりますように、出所後2年を経過しないうちに再び罪を犯してしまう者が5割近くいるというような状況でございます。

	<p>「第2章 再犯の防止等を取り巻く状況」については以上でございます。よろしくお願いします。</p>
東本委員長	<p>ありがとうございました。第2章までで何かご質問等、ございますでしょうか。</p>
小出委員	<p>社会福祉協議会の小出と申します。一つ、基本的なことになってしまうかもしれないですけども、再犯のところにつきましては、仕事の面とか居住の面ということで説明があったと思うんですけども、そもそも犯罪が減ってきているということですが、その理由は何か分かれば教えていただければと思います。</p>
東本委員長	<p>いろいろな理由があると思うんですけど、 一つは、人口比の問題で減っているというところもあると思いますし、あとは、刑法犯の中で、やはり再犯防止推進計画等とも含めてですけども、地域の中の支援も増えているかと思えますし、医療機関とか精神科医療の中も含めて、手前ですくいあげられるというところも増えているかと思えます。なので、減っていると言っても、という感じなんですけれども。 むしろ多かった時期の方が理由があって、減っているというよりか多かった時期の経済状況とか生活状況とかっていうことの方が、着目していくところかなと思います、そこで、やはり変わらないのが再入率というところはあるかと思えます。 検挙される案件は、意外と、軽微な犯罪と言われていたものも立件されることも増えておりますので、ご指摘のように立件されたような事件をどのように捉えて、サポートできる事件というのは、どういうものなのか。サポートできる犯罪というのはどんなものなのか、制度があると救える、受刑者の方とか、少年たちというのは、どういうことなのかは、確かに、私の方でも、次回までに、また資料とかを集めてこようかと思っております。統計的な資料等で、もし、委員の皆様がこういったものがあればよりアイデアが出しやすいということがございましたら、また事務局を通してご連絡いただければ、私の方で集められるものがあれば集めたいと思っております。 何か、事務局の方で分かりえるところってございますでしょうか。</p>
斎藤福祉政策課長	<p>なかなかその辺は、捉えられないと言いますか、われわれとしても、そもそも犯罪件数が減少傾向にあるというところは、国民や市民の防犯意識の向上というところで未然に防げている</p>

<p>東本委員長</p>	<p>というところもありますし、いろんなところで社会的支援が入っていると先生もおっしゃいましたけど、そういったことで、目に見えない形で、社会で救えている部分がある一方、認知された犯罪が、ちょっと凶悪であったりとか、いろんな部分があったりとかして、問題視されているのかな、という認識ではあります。はい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>余談ですが、コロナのときって、窃盗・ひったくりがすごく少なくなって、逆に、空き巣が増えて、空き巣だと思っていたら、人がいるので、たたきというような強盗みたいなのが増えて、凶悪な事件が増えて、そうすると、件数が少なくなっている反面、おっしゃったように、上がってくる案件っていうのが劣悪になっているところもあるかもしれないですね。</p> <p>確かに、状況に非常に推移されることもある、もしかすると、社会に皆さん接しているのもその肌感覚のところも、計画に反映されるといいんじゃないかなっていうふうには思います。私の方でも補足資料とか、考えておきます。</p> <p>他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>引き続き、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>齋藤福祉政策課長</p>	<p>はい。それでは続きまして、第3章になります。具体的な取組みと記させていただいております。この第3章、10ページから23ページまで、ページ数が多くなってございます。こちらでは、再犯防止に向けました重点課題に対する、具体的な取組を記載しております。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>「1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組」といたしまして、まず「(1) 就労の確保」というところを掲げさせて頂いております。</p> <p>そちらにも記載はございますが、千葉県では再入者のうち約7割の方々が、再犯時に無職であった者となっております。</p> <p>不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすい、ということから、就労を確保し、生活を安定させることが非常に重要なのではないかなと考えております。</p> <p>11ページをご覧いただくと、保護観察終了時に無職である者の数、及びその割合を示しております。3割近くが保護観察終了時に無職であるなど、就労の確保に向けた課題が依然としてあるのではないかと感じております。</p> <p>12ページをご覧ください。船橋市において犯罪をした者等</p>

の安定的な就労や継続した就労状況を確保するための関連する具体的な事業例を掲載しております。もちろんこれからの事業というのは、もともと再犯防止という目的で作った事業ではございません。これまで、市役所が色々な仕事をしていく中で、知っている事業でございますとか当然そういった事業も再犯防止に役立つのが当たり前のことかなと、そういった事業も今後充実していくってということも一つの課題かなと思っております。

続きまして、13ページをご覧ください。「(2) 住居の確保」でございます。

適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所した者の2年以内再入率は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっているとされております。

適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つといえることから、本市におきましても、犯罪をした者等への住まいに関する相談支援や市営住宅の周知等、地域で適切な住居を確保するための取組を進めていければと考えております。

1枚めくっていただきまして、14ページには、関連する具体的な事業例を掲載させて頂いております。

続きまして、15ページでございます。「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」でございます。

「(1) 高齢者、障害者等への支援」についてですが、刑法犯の検挙人数に占める65歳以上の高齢者の割合は2割を超えておりまして、また、犯罪時の居住地が千葉県で、令和3年に新受刑者として刑事施設に入所した者のうち、精神診断の結果、障害があると診断された方の割合は約13%でございました。

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者につきましては、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっております。本市では、市民に身近な行政機関といたしまして、支援を必要とする方が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、支援等を進めて参りたいと考えております。関連する具体的な事業例は、次の、16ページに掲載しております。

続きまして、17ページをご覧ください。「(2) 薬物依存を有する者への支援」でございます。

覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移してございます。令和2年の覚醒剤取締法違反での2年以内再入者のうち8割以上が同罪名による再犯であり、覚醒剤への依存の強さがうかがえます。また、薬物事犯者の歳入率は7割以上と非常に高い状況となっております。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症者である場合があることから、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が必要と考えられます。

本市におきましても、関係機関・団体と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。併せて、薬物乱用を防止するための啓発活動を実施していきたいと考えております。

18ページをご覧ください。「3 学校と連携した修学支援の実施等のための取組」です。

我が国では、ほとんどの生徒が高等学校等に進学する状況でございます。その一方で、少年院入院者の約25%、入所受刑者の約35%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、少年事件におきましても3割程度の状況で再犯者率が推移している状況でございます。

将来を担う少年たちの健全育成を図るため、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へ繋いでいくことが重要となります。

このため、本市におきましても、関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組を推進するとともに、非行や犯罪をした少年が社会へ復帰し自立するために、進学支援、地域における居場所づくり等の取組を進めていきたいと考えております。関連する具体的な事業例は、19ページに掲載しております。

駆け足で申し訳ございませんが、20ページをご覧ください。「4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」についてでございます。

入所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別、属性別にみるとそれぞれに傾向がございまして、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々でございます。

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や

非行の内容に加えて、1人ひとりの特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な支援を継続的に実施することが重要と考えてございます。

本市においても、女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する者に対する支援等、対象者の特性に応じた支援を進めていきたいと考えております。

続きまして、21ページをご覧ください。「5 民間協力者の活動の促進等のための取組」についてでございます。

犯罪をした者等の社会復帰に向けた支援は、本日もご出席いただいております保護司・更生保護女性会・協力雇用主等の方々など、多くの民間協力者によって支えられています。

こうした更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かせない存在でございます。

このため、本市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を進めていきたいと考えております。これに関連する具体的な事業例は22ページに掲載してございます。

23ページをご覧ください。「6 地域による包摂を推進するための取組」についてです。

犯罪をした者等の再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力しながら再犯防止に関する取組を進めていき、また、地域においてそうした方を受け入れるための意識醸成を図っていくことが大切でございます。

今後、本市における再犯防止に関する推進体制を構築し、関係機関との連携強化を図り、また広報・啓発活動を推進していくことで、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組んでいきます。

関連する具体的な事業例を同じページに掲載させていただいておりますが、この中の一番上の箇所、「船橋市再犯防止推進ネットワークの設置」という箇所になりますが、今年度は計画の策定に向けた策定委員会ということで委員の皆様にはお集まりいただいている状況でございます。来年度以降、委員の皆様を中心に「(仮)船橋市再犯防止推進ネットワーク」を設置させていただきまして、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図りまして、再犯防止のための取組を進めていきたいと考えております。只今申しました、ネットワーク会議は来年度以

<p>東本委員長</p>	<p>降の設置になりますので、詳細については改めて、いろいろな方面へ打診させていただければと考えているところでございます。</p> <p>以上が第3章の説明でございます。委員長よろしく願いたします。</p> <p>ありがとうございました。ここまでで何かご質問ございますでしょうか。</p> <p>おそらく、初見でございますので、中々難しいかと思いますが、関連事業の中で、関連事業は何をやっているのかとか、事業の中でこういうのできるのか、現在、知っていることは何なのかとかいうところも、もし、今お気づきの点がありましたらご確認いただければと思います。</p> <p>今、事務局から説明もございましたが、既存の事業を見直したり、拡大したり、充実していったり、というところと、お話にありましたような今後のネットワークの設置において、どんな方に関わっていただくかだったり、どんなところを繋げていくかというところの両輪だと思いますので、且つ、今住居としてどういう風にやってるのかというところのご説明だったかと思いますが。</p> <p>それでは、多分次が計画の推進体制でネットワークの話がまた詳しく出てくるかと思えます。そこまでいかれて、また疑問等お伺いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>引き続き、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>斎藤福祉政策課長</p>	<p>はい。それでは、24ページをご覧ください。</p> <p>「第4章 計画の推進体制」の説明でございます。来年度以降の計画の推進体制についての章になります。</p> <p>先ほどの説明と重複する部分ではございますが、計画に基づく再犯防止推進施策の推進に当たっては、「船橋市再犯防止推進ネットワーク」（仮称）でございますが、これを設置し、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした者等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めたいと考えております。来年度以降も継続的に課題の共有を図っていく中で、市としてどういった取組が必要になってくるか検討を行い、また、関係機関との連携体制をいかにして強化していくか、といった点が重要になってくると考えております。</p> <p>そうした中で、このページにイメージ図に例示として記載している団体等を含めまして、様々な団体との情報共有を通じて再犯防止施策に取り組んでまいりたいというふうに考えており</p>

	<p>ます。</p> <p>第4章のこのページだけなのですが、併せて25ページ以降の説明を簡単にさせていただきます。</p> <p>まず25ページから28ページまで、分野別に市の機関を中心に関連する相談窓口の一覧を設けてございます。</p> <p>29ページ以降は資料編ということで、再犯防止推進法の条文、また、この委員会の設置根拠でございます「船橋市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱」を35ページから掲載しております、37ページには委員名簿を掲載させていただきたいと考えております。</p> <p>また、38ページには庁内検討委員会の設置根拠となる船橋市再犯防止推進計画庁内検討委員会設置要綱を掲載してございます。</p> <p>40ページでございますが、先ほど申しましたとおり、用語集の解説を設けております。</p> <p>第4章から計画案の末尾までの説明は以上でございます。委員長よろしくお願いたします。</p>
東本委員長	<p>ありがとうございました。今、第4章までご説明いただきました。ここまでで、かなり、ここでご質問等出る方がいいかと思っておりますが、何か質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
土佐委員	<p>すみません。弁護士は正直、入口というか、刑事施設に入所するところまでの裁判とかをやっているの、出口、つまりは刑事施設から実際に出てきて社会復帰するところというのは、あんまり、関わる機会が少なくて、私もあまり実態を詳しく知っているわけではないんですけども。</p> <p>今の支援計画のネットワークの中に、このネットワークというのは、要は、社会に帰ってきて、社会の中に存在している、その様々な取り組みなんかネットワークになっていると思うんですけども、ここに、実際に刑事施設から釈放されて、入ってくる、入口というかは、どこを設定しているのでしょうか。</p> <p>私は、狭い知見で知っている範囲では、刑務所から出るときとかってというのは、地域生活定着支援センターですとか、刑務所の中に、そもそも社会福祉士が配置されていて、その出るときの支援とかを、伴走しているというイメージがあるんですけども、そこのネットワークがなくて、どこから実際に支援者</p>

	<p>がこのネットワークに入ってくるのか、入口のところ、ネットワークだけを見ていると、あんまりはつきりしないようなイメージだったので、その辺は何か、想定してらっしゃるところはあるのでしょうか。</p>
東本委員長	<p>ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。</p>
齋藤福祉政策課長	<p>まず、ありがとうございます。 現段階で、市役所側で考えたネットワークですので、たくさん落ち度があるかもしれませんが、我々といたしましては、やはり具体的なところと言いますと、保護司の先生方からあのご相談とかですね、そういった方々からの相談を受けたときにですね、どういった支援ができるか、という、色々な条件が出てきますので、それに従って、今日ご参加いただいている「さーくる」さんの伴走支援とかですね、それぞれの行政でできる、窓口のご案内とか、そういった形で、市役所として受けとります。その後、伴走支援していく中で、いろんな、ご本人様のご要望等ございますでしょうから、そうしたことを解決に結びつけるために、予め、こういった関係機関でお話合いの場を設けてですね。ネットワークを張っておいて、いつでも連絡が取れて、必要な情報を引き出せるようなイメージづくりができればなど、こういうことで、今、仮置きですけどもこういう形で置かせていただいております。</p>
東本委員長	<p>よろしく願いいたします。</p>
内海委員	<p>内海と申します。就労に関する相談窓口ということに関してなんですけども、例えば、商工会議所とか事業主の団体がこういう席に入っていくとまた違うのかなと思ったんです。 商工会議所だけでなく、例えば、法人会とか、そういった任意団体というか、事業主の団体が入るとまた違うのかなと思うんですけれども。そう思いまして延べさせていただきました。</p>
東本委員長	<p>ご意見ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。</p>
齋藤福祉政策課長	<p>もちろん、今日ご参加いただいている、協力雇用主会の方々の会社様もそうですし、今おっしゃられた、いわゆる産業界の就職に関する窓口を持たれているところとかにも、今後、どういった形で実現するかは別物として、いろいろご相談持ち掛けるということとはよろしいかと思っておりますので、大いに参考にさせ</p>

<p>東本委員長</p>	<p>て頂きたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございます。一つは多分これから練っていく中で、土佐委員、内海委員からもご指摘があったように、出口の入口をどういうふうを考えていくのか、入口支援がもともとある方というのは、そういった調整を考えながら、出口に関しても見通しがある中で調整されている方なので、もしかすると、ネットワークがあることによって、ネットワークには、むしろ、繋がってどうするかは、計画ですけれども、繋がりがやすい条件が整っている方がいるということが一つ。また、そこから漏れていく方、後は、事務局がご説明いただいたように、途中で支援が必要になったときに、窓口に行ったときに、出所直前・直後であれば受けられるはずのサービスが、途切れないように、同じようなサービスが受けられるような、市の体制が作っていければというところが一つ。</p> <p>後、協力雇用主の先生方もそうだと思うんですけれども、今、刑事施設、いろんな就労支援が錯綜していてですね、就労支援・コレワークなど、窓口の整備が追いついていなくて、ハローワークの方が来ていただくという窓口もあるのですが、確かに、そこに引っかけからなくて、でも、つまり、支援を受けた経験がなくて出所する、というのは私の調査しているデータの中でもかなりありまして、そうすると、自力で探すということになっていく。そこで、ハローワークの委員もご参加されているのですが、ハローワークの先生方のサポートも必要ですし、そもそも、受けていただく、企業・団体の方々の意識とか認識とか、していくためには研修も含めてですが、同席していただくとかこういったやり取りを聞いていただくところは、確かにご意見いただいた中では、今後在籍いただいたりとか含めて、検討いただける点なのかなと、話を伺っていても思いました。</p> <p>中々、就労と言っても、本人たちがどのサービスを利用するかってというのは、中で選べる訳ではない。ということと、「大丈夫です。」と言ってしまうと、何も資源がないまま出て行くときに、どこに行き着くとこのネットワークに自分が取り込まれて行けるのかということがすごく重要だと思います。</p> <p>私個人的には、やはり出所して、一番最初に行くことの一つの中に、自分が身分を回復するために役所には行くと思うので、そこでどうやって吸い上げていくかとなると、船橋市役所の中でどういったケアをしていくか、どうやってこの計画を市職員が一丸となってやっていくのかというのが、非常に大きなテーマなのかなと思うのですが、その点も含めてですがいかがでしょ</p>
--------------	---

	<p>うか。</p> <p>皆様の中で、こういったことがもつとあるといいとか。多分、地域福祉計画の、今後取り込まれていく形で最初はスタートするので、たとえすぐ実現可能ではなくても、こういった議事録等々の中に、委員の皆様のご意見が反映されていって、「あの件、どうなった。」みたいな話がこのネットワークの中でもう一回つつかれていくことで、そこで機を熟して立ち上がることもあるかと思えますので、自由な発言をいただける方がよろしいのではないのかなと思います。</p>
<p>内海委員</p>	<p>いいですか。</p> <p>再犯防止ということに関してなんですが、地元に戻った方がいい場合の人と、これは地元に戻らない方がいいという場合があると思うんですね。実際に私も一人、船橋にいと、なかなか再犯があつて2回刑務所入っちゃつたということがありました。今は、勝浦の方で生活しています。そういった場合もあるから、地元に戻らない方がいいと、そういった例もある、ということをお皆さんに知っていただければなと思つました。</p>
<p>戸松副委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>船橋地区保護司会ですが、帰つてきた人につきましては、我々、千葉保護観察所の方から一部執行猶予、もしくは家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年等の依頼が入る訳ですけども、刑事施設を満期出所した人達に関してはですね、我々の窓口の方には入つてこない部分があるんですね。そうしますと、船橋に帰住される方に関しては、当然市役所へ行つて、市民として復帰しないといけない訳ですから、市民課の方へ行つたり、また、仕事に関しましては、ハローワーク等へ「働きたいんで」といふことで行く訳ですけども、その際に、本人達は、お金がない訳ですね。中にはある方もおりますけれども。ない人、身寄りもない人に関しましては当然、生活支援課等を頼つて、生活保護を受ける、申請等をして行くんではないのかなと思つますね。入口は一つに決められない部分はあるんではないかと思つますね。市民課なら市民課の方で、生活支援課の方に案内する。当然、お金がない。生活支援課の方へ行きましても、当然、住まいがない方も出てくる訳ですね。県の方の施設で帰性会というのはありますけれども、そこに関しましては、3か月から6か月くらいの範囲しか対応できないところもありますので、船橋市ということであればグループホーム等もあるかとは思つますが、中々それに関しても、すぐに入れるわけでもないですし。</p>

	<p>支援の中で、一番最初の窓口のところですよ、さっき言ったように、刑事施設を満期出所した方、若い方がいいんでしょうけど、当然、60 後半 70 代の方が満期出所しましても、仕事はない、親戚もない、住まいもない、というところになりますので、当然、路頭に迷うという方がでてきてしまいます。前から多分、満期出所者に関してはフォローがなかなか難しいところがあって、保護観察所の方にはお話したことがあるのですが、そこで更生保護サポートセンターで、満期出所の方が頼ってきました。ただ、本人は住まいの方は、最初、友達のところに行ったんですが、その友達もいなくなってしまったので、路頭に迷ってしまった訳ですよ、そのときに生活支援課の方へお願いしたり、それから、多分、「さーくる」さんにも行ったことがあるようなとも思いますし、ただ、本人障害持ってなく、元気な方だったので、多分、違うところへ回ったんじゃないかと思えますけれども、入口をなんとか見つけ出してあげる。部署をですよ、ネットワークの中で見つけていただけるようなところがあればとも、感じていますが、各々のセクションはシステム化されていますから、それをいかにうまく繋ぐかがネットワークだと思えますけれども。</p> <p>私、今心配しているのが、保護観察所にも前に言ったこともあるのですが、満期出所で出られた方を、再犯防止推進計画の中で救える道を作りたい。余計な話かも知れませんが、そう思います。</p>
東本委員長	ありがとうございます。
内藤委員	<p>民生委員の内藤です。</p> <p>3・4年前でしたか、夜8時頃ですけど、パトカーの人がやってきて、私の担当地区で自殺未遂をした人がいるということで、その方を引き受けてほしいということで、そんなことやったことないので、私は驚いたんですけど、もちろん引き受けました。</p> <p>その方、自分のお家に帰ったんですけど、地区の民生委員としては、私初めてだったので、これからネットワークが立ち上げられることもあって、担当地区が全くない人はいませんので、そういう体験したものですから、私達民生委員の立場としては、そこら辺も、夜8時頃でそういうことがあったから、お願いしたいなと思って、発言いたしました。</p>
東本委員長	ありがとうございます。事例が出てくると、きっと回答もしやすいかと思えますけれども。事務局としてはいかがでしょう

<p>斎藤福祉政策課長</p>	<p>か。</p> <p>はい。戸松副委員長の話ですけども、この4月に船橋市重層的支援体制整備事業ということに着手して、始めております。こちらは、どこの相談窓口に行っても、最終的にその方が、希望するサービスを取得できるまで、伴走支援しよう。で、困難事例には、関連各課が集まって知恵を出し合って支援しているということをやっています。</p> <p>従いまして、今お話ししてくださった、満期で出所される方に対して、どういう風にするかという形の中では、やはり、色々な窓口を回らなければならないという部分もございますので、どこに行ったらいいかわからない、いずれから、何を相談したらいいかわからないということであれば、やはり、船橋市が委託させていただいている「さーくる」さんがですね、そういった保健と福祉の総合相談窓口をやっておりますので、まず、「さーくる」さんにたどり着くというのが、一番手取り早いかなと思います。</p> <p>ただ、それこそ出張所や、役所の戸籍住民課等に辿り着けば、そこから色々なところへサービスが派生していく体制は整いつつありますので、そういった形で、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>民生委員の関係の夜遅く、警察の方からいろいろお電話あったという関連のものでございますが、例えば、65歳以上と見える方々については、包括支援センターの所長は携帯電話持っていますので、そちらへ連絡がいくようなシステムが出来上がっています。ただ、そうではない、見るからに若年の方ですとか、いろいろ警察の方が取り扱う市民も多くございますので、なかなか、ケースバイケースで難しいところありますけれども、民生委員の先生方には、是非、一旦受け止めていただくことは、していただければ大変助かるんですが、その後、どうやって連絡するかは、やはり地域福祉課に連絡していただくというのが一番、役所側の方で受け取りやすくなるかな。今現在のシステム上はそういう風になります。以上です。</p>
<p>東本委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>何度も、話題が出てしまったので、「さーくる」さんからこんなケースがあつて、みたいなのがあればお話いただければと。</p>
<p>白田委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私どもは、千葉県の再犯防止推進事業の一手を担っていまし</p>

て、「ふらっと」の清水さんもそうなんですけど、千葉県支部だと中核地域生活支援センターが、先程土佐委員がおっしゃっていた、刑務所から船橋に帰って来たいという人がいたときに、本人がそれを希望すれば、刑務所のソーシャルワーカーを通して県から「ふらっと」さんとか、うちに、依頼が入るみたいな、そういう入口の仕組みがあります。なので、私達のところに、そういった形で、県から依頼が入ることもあれば、障害の方であれば「ふらっと船橋」さんの方であったり、私達で手に負えないという場合は、「ふらっと」さんにお手伝いいただいたり、ということが実はあります。

清水さんも沢山のケースをお持ちなので、あくまで、私から見たとこなんなんですけど、居住確保というところの中で、やっぱり身寄りがいない方というのは沢山いらっしゃるんですね、そういった中で、アパートを借りれないとか、あとは、高齢者のときに身元保証人がいないという課題がすごくあるなと思っています。

そういった中で、一つ、その船橋市の特徴である、居住支援事業が計画案に入っているのはすごくいいなと思いました。居住支援協議会を組織しているので、千葉県の中でも、船橋市は進んでいるので、それがここに盛り込まれているのは良いかなと思いました。

もう一方で、高齢の方の身元保証をどうするか、後見人の問題とか、やっぱり、あるので、現場の感覚でいうところで。

あと、就労のところではいきますと、なかなか私から話しづらいますが、協力雇用主さんとの連携というのを、もう少し強化していけたらいいなと思っています。なので、なかなか孤立というキーワードが何度かあったと思うんですけど、やっぱり就労に結びつくということが大事で、結びついてすぐ辞めちゃったりとか、少し、理想と現実のギャップがあって、いきなり30万稼ぎたいみたいな人もいて、そうすると給料低いとすぐ辞めて、人間関係悪いと、どっかにいってしまうみたいなこともあって。本当に、多様な就労先というのがあればいいなと理想的には思っています。どうしても、高齢分野とか、土木関係とか、そういうふうに偏りがちなという印象があるので、多様な働き先がもう少し広がっていければいいなと思っていました。

後、もう一つ。17ページ薬物依存の問題で、すごく私も、これは、大変だなと思っていて、保護観察中は、ある意味良いと言ったら言葉が極端なんですけど、定期的に保護観察所に行って、プログラムを受けられますよね。そこに繋がって

	<p>る間は大丈夫なんですけど、それこそ先程でていた満期の方とか、保護観察が解かれた方が、なかなかつながる資源が少ない。精神保健福祉センターで、やっているとは思いますが、月に1回とか、2回とか頻度も少ないので、もちろん自助会に繋がる方は別なんですけど、そういうような、薬物の方達が繋がれる先が非常に乏しいなというのがあって、再犯のリスクが高いなと私も思っているところがあります。すみません。長々と。以上です。</p>
東本委員長	<p>ありがとうございます。 今のご意見から、また何かございますでしょうか。</p>
清水委員	<p>「ふらっと船橋」の清水です。 今、白田さんがおっしゃったように、県の再犯防止推進事業のアドバイザーの意味で今年度も2件3件動いているんですが、犯罪者処遇の概要のところ、フローの話が出てきて、先程から話に出ています、出口支援の入口には、いろんなパターンがあるんですね。そういった部分は必要かなと思います。直接、県から来るパターン、弁護士さんから来るパターン、あとは、矯正施設の県の事業にのらないで出てくるパターン、満期もあります、いろんなパターン、があって、窓口が分かりやすく作ると、皆さんご理解しやすいんだらうなという点が一つ。 あと、グラフの部分で、全国で比較する部分はいいんですけども、高齢だけ船橋のデータが載っている、他は船橋市のデータはないのか、あえて、載せないのか、初見で見たときに船橋のデータは高齢だけなんだという印象を持ってしまったので、この辺はどうなのかなって。 24ページの推進整備体制の、ネットワークのイメージに医療・福祉が入らないのは、もともと国・県が入れてないから入っていないのか、船橋としては、このネットワークのイメージの中にある福祉はまた別のネットワーク体に入れてとお考えなのか、っていう点と。 再犯うんぬんって話しになったときに、当然、保護の、保護司の方の活躍。児童鑑別所の方も何名も受けていて、西千葉の保護観察所の方もケースを何件も持っていて。通院処遇が終わるまでは、きちんとプログラムに乗っているんですけど、プログラムが終わった後が入口に、再犯防止の入り口になっていくみたいなのところもあるので、その辺はここに含まれるのかどうか、その辺は、いろいろお聞きしたいなと思って。お話しをさせていただきました。</p>

東本委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。きっと事務局も委員の皆様のご意見を聞くのが初だと思います。

ちょっとさかのぼって、私は、委員を引き受ける際にお伺いした中では、医療機関との連携とか、精神保健福祉士の協会とかOT協会とかっていうところもおそらく、同じような仕組みで出来たらいいな、とおっしゃっていたかと思うんですが、またこのネットワークのイメージとか、ネットワークで関わっていただく方がいいところ、それが、その方々、もしくはその進捗によってどこが入口として、市が、もしくは再入口みたいな形で関わって、窓口になっていくのかによって変わってくるとか、そういった想像が足りないんじゃないか、といったようなご意見がありましたら、また、事務局等々にご意見をいただけるということもいいのかなと思いました。

どうしても、イメージする、出所者というのが、またそれぞれ関わっているところによって異なりますので、またこういった幅広い委員の先生方がいるというのは、強みかなと思って聞いておりました。

また、現実的かどうか分からないですけども、今のお話から伺うと。突然のところに対応する、窓口はそこだけでも、夜間だとかこういうところにとりあえず受け入れられるところが船橋市の中では用意されているとか。事前に関わることができる人は、こういった流れに乗っていくとか、この時点で終了してしまった人で、ここでいろんなサポートが切れる人は、ここがまた窓口になって、広がって行くとか、というような、せめてネットワークだけでもいいんですけども、ネットワークの我々達が、理解できるフローチャートみたいなものができていくと、例えば、夜間だったらここに電話できるとか、突然こうなったときに、「ここと、ここと、ここは、連絡してもいいところだ。」とか、重層的支援体制になられて、連絡可能のところ24時間電話機を持っているところとか、初めて知る方も多いと思うので、こんなときにここは連絡可能、ここは引き受けてくれる可能性があるとか、そういったところが、少し、「支援先～～」という表だと、私も見ないかなとか、思いました。こうなって、こうなったら、この可能性かな、とか、こうなってこうなったら、この可能性のあるみたいなことが、何となく、最後の資料みたいなところでなっていくと、この辺に私いるかもしれないから、ここの窓口の可能性はある、というところがすごく大事だと思いますし。

お話伺っていて、委員の皆様も思ったと思いますが、市がど

<p>斎藤福祉政策課長</p>	<p>この窓口についても、ご本人が希望するサービスが受けられるように、というのは、素晴らしい市の意気込みだと私は思っておりますので、それが、より幅広い方が見やすくなる、ということが非常に必要かなと思って聞いておりましたが、いかがでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>かなり、いろいろおっしゃっていただけたので、順番に。</p> <p>清水様のご質問からいきますと、犯罪者処遇の概要のフローのところ、今回提示させていただいている資料が、その手の資料でこれが一番分かりやすいかな、というところで掲載させていただいておりますが、出口、入口の関係から、こういったところも必要だということであれば、ご指摘を改めて頂戴して、入れられればなというところもございます。できるかどうかは、別でございます。</p> <p>それと、いろいろな再犯防止に関わる、グラフ、いろいろデータから引っ張ってきては、おるんですが、市のデータで高齢者だけ。まさしく高齢者しかなかった、というのがありますが、全体に統一性を図らなければならないという観点で、最終的にどう載せるかどうかは、詳細に検討していきたいなと思っております。</p> <p>それと、いわゆる、ネットワークのイメージ図の中に、医療・福祉が入ってないとかですね、そういった部分については、我々の認識としても、当然、犯罪をした者においても、例えば、認知症高齢者においても、知的障害を持たれている方であったとしても、市役所として取り扱う場合に、医学管理下に一回おいて、適正な体の状態を判断していただくというプロセスは必要だとは考えております。そういった観点で、その関係団体にネットワークに入っていただくというのは、当然想定はしていますが、今回、例示に入っていなかったのは不備でございます。申し訳ございません。</p> <p>ただ、いろいろ委員長も含めて、いろんな方面が入った方がいいというご意見はそうだと思いますので、最後のところで、これからの皆様からのご意見を聴取するか説明させていただきますが、改めて、変えられるところは、変えていければと思っております。以上です。</p>
<p>東本委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>初見で、1回目の割には、だいぶ皆さん意見が出されたんじゃないかなと思います。</p>

<p>齋藤福祉政 策課長</p>	<p>今、お話が出されましたので、ちょうどいいタイミングかなと思いますので、事務局より、今後のスケジュールについて先にご説明頂いた後、また、そのことを含めて確認ができればと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>齋藤福祉政 策課長</p>	<p>はい。それでは、沢山ご意見頂いて、ありがとうございます。 今後のスケジュールについて説明いたしますので、この資料フラットファイルのインデックス2に資料を戻っていただければと思います。</p> <p>A3横の資料の右側の「4 策定体制・スケジュール（予定）」と書いているところになりますが、スケジュールを見ていただきますと、本日がこの第1回策定委員会の後、10月～11月頃に、第2回の策定委員会を開催させていただきたいと思います。この間に、皆様からご意見を頂戴できればというところを、今、考えております。第2回の策定委員会を開催させていただいたところで、一応（案）として、外に出す。ということを考えておまして、12月からパブリックコメントを取るために、オープンにさせていただきたいと思います。</p> <p>12月から1月にかけてパブリックコメントを実施したのち、2月から3月に予定させていただいております、第3回委員会を開催させていただきまして、計画の最終案についてご確認いただき、計画の策定、というようなスケジュールが大まかな形となっております。</p> <p>今後のスケジュールについては以上でございます。</p>
<p>東本委員長</p>	<p>ありがとうございました。今後のスケジュールについて、何かご質問等はございますでしょうか。</p> <p>委員の方々、こういったことを盛り込んでいけばいいんじゃないかということはどうやって、どのように役所の方にご提案したらよろしいでしょうか。</p>
<p>齋藤福祉政 策課長</p>	<p>ありがとうございます。それでは我々の方から、連絡事項ということで、3点ほどお伝えしたいと思います。</p> <p>まず1点目、本日ご覧いただきました計画案ですが、現状の内容一部、変更等これから考えられますけれども、これらに加えて、この委員会にご参画いただいております委員の皆様が所属されています、団体。団体様の活動を、ご紹介いただくようなコラムを載せていきたいと考えております。そのコラムの原稿をご寄稿いただくということを、これから皆様方に照会したいと考えておりますので、可能な範囲で、ご対応いただけ</p>

	<p>ればありがたいと思っております。</p> <p>コラムの寄稿についてのご相談は後日、個別に私共の担当職員の方から、連絡させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、本日の会議の会議録については、事務局で作成の上、後日、皆様方にご確認をしていただき、確認が終わった後に、公開という形になります。</p> <p>最後に3点目、委員長からご指摘いただきました、本日いただいたご意見も含めまして、この計画案に対する皆様方のご意見、これはですね、私共、事務局の福祉政策課までお寄せいただければと、思っております、実は本日お配りいたしました、この計画案の裏表紙に、私共の電話番号・ファックス番号・メールアドレスを記載させていただいておりますので、様式等は、定まったものございませんので、是非こちらの方にお寄せいただければと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
東本委員長	<p>ありがとうございます。それでは、議題②全体を通して、最後に何かご質問等はございますでしょうか。</p>
石川委員	<p>大穴中学校の石川です。本日、ありがとうございました。</p> <p>自分は、この再犯防止の委員に参加するにあたって、罪を犯した人が、刑務所に入って、再犯防止プログラム等を受けて、それでも、再犯してしまうところ、市がどういう風にカバーリングするのかっていうお話かなと思っていたんですけど、来年度からネットワークになるということで、ネットワークとは、網を張るということで、今日事務局さんの話を聞いてすごく分かりやすくて、船橋市ってこんなにサービスがあるんだっていうことを、自分は、三十何年間船橋に勤めていますけど、こんなに手厚いんだということ、初めて知ったんですね。自分が初めて知ったとなると、ほとんどの市民は知らないんじゃないかなと思いました。</p> <p>じゃあ、それを、犯罪を犯した人が自立をしないと、再犯になっていく、生きる力をつけないと、また再犯していくところで、仕事をして・お金・住むところ・保健のサービスというところを、無理なく生きていけるように、サポートしていくためには、行政の縦割りからの脱却というのは、大事なことで、そのために今話し合っているんだな、ということがよく分かりました。どうもありがとうございました。</p> <p>例えば、特別支援学校でいうと、卒業後5年間追跡調査があ</p>

って、就職をしたとしてもうまくいかなかった場合、また職員が違う就労先を手配してというような、手厚くやっているんですけども、そういうことをしてあげれたり、または、自分が分からないんだから、このことをネットワークで、さっき言われてたように、「こうなったときにはこう。」ということが、簡潔に教えてくれるコーディネーターという方が、船橋市にいらっやって、困ったときに、コーディネーターに連絡入れなさいと。困ったところをあっち、こっちに連絡するんじゃないで、ここに連絡すれば「そのことは、こうですよ。」と教えて貰えるシステムがあればいいのかなと思いました。

自分も老人になって、「こういうこと困った。」ってなったとき、誰に電話していいか分からないと、「もういいや」って諦めることが出てくるかな、って思うんですけど。ましてや、1回人生失敗して、人に迷惑かけちゃいけないということだったり、そんなことを学んだ人が、また、いろんな人に助けを求めることが迷惑だとむしろ思っているのであれば、そのネットワークに引っかかるようなシステムを作ったり、または、すぐに助けてくれるようなシステムを作っていければなと思いました。

今日は、すごく勉強になって、ありがとうございました。また、10月から11月に第2回目があるということで、この日程はまだ分からないということなんですか。では、分かり次第また教えていただければ、と思います。ありがとうございました。

東本委員長

石川委員ありがとうございます。

今回、初見なので話題に出ませんでした、きっと学校教育の中では薬物に関しての教育とかもされているという中で、予防という視点については次の観点になっていくと、次の学校の役割等とも大きくなっていくかなとも考えてもおります。

今あの、ご意見いただいたようにサービスを知らない方にどう知っていただくのかと、サービスを拒否する方に対してどういう風に関わっていくのかということと、あっても利用しないという人が多い部分ではあるのかなというふうに思ったりもしています。そういったときに、どういった発信をしていけるのか、船橋市いろいろな SNS コンテンツをお持ちだということなので、どういった発信がいいのかということと、どういった発信を見る人が多いのかというのは当事者と関わっている、施設の委員の方も多いので、そういったご意見も反映していけたらいいのかなというふうに思っております。

次回の予定というのが、まだ確定しておりませんが、私が逆

に委員を引き受けるという段で、やる気が前のめり過ぎて、資料を作ってきたのですが、ご検討いただきたい、ほとんどの地域で、再犯防止推進計画が立てられているんですが、私が感じているところでは、障害というところでだけではなくて、もう少し、専門の委員の方々には、こういった視点で考えて頂いて、専門のところ、もしくは専門外のところで疑問にもたれるところを整理していただける機会かなと思っております。

障害ありの方ではサポートが必要、あるいは、障害の疑いあり程度で入院したり、出所したりする方。分かった方がいいけれども、サポートというのがどういったものがあるって、その拡充ってものを市でどういうふうにできるのかなっていう視点と、障害がありでサポートが強かった方がいいと、まさに先程言った、入口支援から出口支援、そして、しっかりと段階ごとに支援の強度を変えてサポートしていかなければいけない、まさに医療との連携というところが関わってくるかと思えます。

注目しているのは障害がなくて、でもサポートが必要、まさに、市民生活の中で将来、税金を納めてもらうという立場になってもらおうという中でも、再犯防止推進計画というところの中では、市役所の窓口とかが、ネットワークの入口になってくるのかなと思えます。住居であったりとか、どうしてもですね、高齢と障害というところに特化した報告や、データもそれしかないというのは、その最たるものだと思うんですけども。

そうじゃない方が、格段に多いと私は思っている。その方が、どういうふうに住居を探していくのか、とか、支援の窓口でも年齢が切られてしまうような、発達支援センターですとか、児相とかもそうですけど、そういった中で、網からもれてしまう方たちが、それでも必ず関わる役所の窓口という中で、次はどこの窓口に行くのと聞いたときにフローチャートとかを使ってアシストできるというようなことが、できるみたいなことを考えていけるといいのかなと思っております。

どの分野でも構いませんし、後は、委員の方々に女性の方々もいらっしゃるのですが、女性への取組ということが、子供がいないと子育て支援センターとかに関われないし、病気をもっていないと、病気に関わるような医療に関われないという中で、何というか、ただの女性であって出所したりする方というのは、どうしたらいいのかっていうところ、なんか少しでも、一文でも、盛りこめれば、船橋市らしいのかな、というふうに思っていました。

計画に上げていくことで、実行の土壌に上げていくという

ころが、重要だと思しますので、委員の先生方の今まで独自のルートやご経験していたところを是非、できれば市としてご協力していただけたところはここなんじゃないかというご意見も必要だと思しますし、分かりやすい支援ターゲットがない方たち、ちょうど網目からすり抜けてしまう少年とか、やる気がないと思われて、成人の方の働き方、生活の再構築って意味では就労支援というところももちろん大事だと思しますし、辞めてしまった後ですね、取りあえず、意欲があるうちに、次の就職を探すようなことをなんとかサポートしないといけないという意味では、障害がなしという方にはそういったサポートがなかなかないということが現状かもしれません。

後は、市役所は出所者の手続きの窓口の宝庫だと思しますので、船橋市の気合は私も感じているのですが、役所の皆さんとネットワークに関わる我々が知識と意識の共有をしていくってところを強化して、研修とかの充実とかされるというお話もありましたので、そういったことをしていただきたい。

また、生活保護の利用の案内を嫌がる方も多いので、プラス生活保護を切っていくまでのサポートみたいなものもしないんですね、結局というところ。生活保護では、貯蓄ができないので、お金が貯まったら、生活立て直しますみたいなことができない、そういった中で、生活保護を勧めるという責任であったり、そういったところを協力雇用主さんと連携しながら給与が入ったら天引きで、お金をうんぬんというシステムを、大きな県ではないからこそできるってことって何かないのかなということも検討できればと思っております。

参加できる活動の支援とか、及び広報というのは、先ほどおっしゃったように、あまり知らない、地域の資源というか、更生保護女性会の先生がこういうことをしているよ、とかいうのを、もっと広めて頂いて。保護司会でも、こんなイベントやるよっていうのも広報してみたりっていうのも、こんなイベントにこんな方が参加するよっていうのもしていけるといいのかなと思っております。

船橋市ではないのですが、若者ネットワークがあって、障害があるなし関わらずですね何もなくても「いける」「顔をだせる」というところがあって、そういったことが SNS で発信されていて、今日やってますとか、今月やってますとか、先ほどあった、子ども食堂なんかも含めて、どういった発信を、どういったところに、キャッチアップできるように流していくのかは、市の職員の若手の方とかにもご協力いただいて、福祉課の方だけが頑張ってもなかなか大変だと思しますので、協力を仰ぎながら、

	<p>私達も協力させていただきますので、役所全体で、と思っています。</p> <p>東京都はちなみに、「リスタネット」というのがあって、アクセスすると、支援機関・団体・制度を探すのも、サーチできるものもございます。確かに、これはお金がかかるかもしれないので、ここまでいけなくても、こういった情報のニーズとか、こういった情報はアクセスできるっていうことが、有益に働くのかもしれないところがヒントになるかと思えますし、先程、コラム等を載せてほしいということもありましたが、イベント情報ですとか、民間支援者の活動情報を見ることができます。なので、支援を受けたいと思っている側が選べるというか、調整して載せていくということもそうですが、必要なときに受ける側が、「今ちょっと、実はいらないって言った支援が必要になってきた」っていうときに、どこにアクセスしようかなというのが、分かりやすいというところが、何か発信できるような、アイデアを先生方からいただくと、いいんじゃないかなと思っております。</p> <p>なので、ご自由にご意見頂くということとともに、整理していただくときに、障害あり・なし・途中で必要になったとか、満期と仮釈なんかの場合は分かりやすいですけど、その中でもいろんなフローチャートのバラバラがあると思えますので、ご興味のある、ご関心のあるご経験のあるところから、ご意見をいただけるときっと、事務局も助かるんじゃないかなと思えます。</p> <p>皆様、何か、最後にご意見ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。ご協力ありがとうございます。</p> <p>最後駆け足でしたが、本日の議題はこれですべて終了いたしました。ご意見がないということですので、本日の審議を終了いたします。最後に事務局から、追加の連絡事項等あればお願いいたします。</p> <p>斎藤福祉政策課長</p> <p>はい。先程申し上げました本日の議事につきまして、議事録を作成後、皆様にご確認をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>東本委員長</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。</p> <p>皆様、暑い中ご参加いただき、本日はどうもありがとうございました。</p>
--	--